

森林生態系多様性基礎調査（第6期）

仕 様 書

1 事業内容

本事業は、一般調査点（国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系（日本測地系）の原点を起点とし、座標系の適用区域ごとに4km間隔の格子線を想定し、その交点のうち、森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する調査点）及び項目別調査点（特定の調査目的に沿って独自に設定する調査点）において、立木調査等を実施するものである。

本事業により実施する業務の内容は、本事業における調査計画の作成から現地調査、調査結果のとりまとめ（調査データ入力プログラムへの入力を含む。）及び調査結果報告までとする。

なお、本事業は別紙1の調査区域、調査点数の調査を行うものとする。

また、各調査区の調査予定点数について、実施段階において調査点数の調整が必要となる場合があり、その際には林野庁と受託者間で協議を行うものとする。

(1) 実施スケジュール及び実施体制の作成

各年度における実施スケジュール及び実施体制を、令和6年度においては契約締結後10日以内に、令和7年度から令和10年度については当該年度の4月中旬までに林野庁へ提出すること。

(2) 一般調査点における調査

一般調査点における調査項目及び具体的な調査の方法は「森林生態系多様性基礎調査 調査マニュアル」（以下、「調査マニュアル」という。）によるものとし、調査に当たっては「森林生態系多様性基礎調査野帳様式」を使用することとする。

調査実施箇所は、令和6～10年度に調査を行うこととされている全ての調査地点を対象とし、調査マニュアルの「第2 調査計画」の「2 調査計画策定」に基づき、空中写真等による土地利用の変化を確認しつつ決定する。

なお、平成11年度から平成21年度までに森林資源モニタリング調査が実施されている調査点及び平成22年度から令和5年度までに本事業が実施されている調査点について、実際の調査実施箇所の位置が上記4km間隔の格子線から想定される調査点の位置からずれている場合、緯度・経度情報等を参考に、GPSの活用により前回の調査実施箇所に到達の上、当該箇所を一般調査地点として調査を実施する。

(3) 項目別調査点における調査

項目別調査点は、4km間隔の格子線交点では捉えきれない事項について、特定の調査目的を設定し、一般調査点とは別に調査点を設定しているものであるが、調査方法については、一般調査点における調査手法と同様に調査を実施する。

調査地点については、林野庁が示す調査地点を対象とする。

(4) 調査データの入力プログラムへの入力

上記の(2)、(3)により得られた現地調査結果について、別途配布する入力プ

プログラムへ入力すること。なお、データの入力に当たっては、「データ入力プログラム使用マニュアル」を参考とすること。

(5) 納品及び実績報告書等の経理業務

ア 期日（3月上旬で、毎年度、林野庁が別途指定する日）までに、納品物件及び実績報告書を作成し提出すること。

イ 実績報告書の作成後、林野庁の確認を受けること。確認に当たっては、本事業に関連する領収書等の経理関係書類を用意すること。

2 事業実施の資格及び調整等

(1) 調査体制

当調査の実施にあたる調査チームには、植生に関する専門的な知識を有する者（例：技術士（森林部門、環境部門、建設部門）、生物分類技能検定1級又は2級、林業技士（森林環境部門）、樹木医等の植生調査に係る資格を有し、森林調査（地上立木等）業務従事の経験がある者）を1名以上含む原則として3名以上の森林に関する専門家で構成するものとし、調査点の数を勘案の上、調査期間内（原則として落葉期までに調査を完了）に効率的かつ精確に調査することが可能な調査チーム体制を確保すること。

(2) 事業間の調整等

本事業の調査精度の検証を目的とするコントロール調査の円滑な遂行のため、「森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査（第6期）」（以下、「精度検証事業」という。）の受託者より調査の進捗状況について尋ねられた場合は速やかに対応するものとする。

さらに、精度検証事業の受託者が行う研修に、調査に従事する予定の者を必ず1名以上受講させることとする。受講した者は、再委託先も含め受講しなかった者で調査に従事する予定の者に必ず研修の内容を伝達することとする。

また、本事業の実施にあたり、調査を実施する者、森林所有者等の個人情報記載された書類等を取り扱う者等に対し、森林生態系多様性基礎調査の概要、調査マニュアルに沿った現地調査、守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を現地調査開始前までに行うこととする。

(3) 調査手続き

本事業の実施に当たっては、受託者において調査箇所に係る森林簿等（法指定の状況等含む）の情報について収集するとともに、調査対象地が他省庁所管国有林や民有林等となる場合、調査地の森林所有者の同意取り付け（森林所有者の同意についても必要に応じて実施）を行う。また、別途入林に伴う手続き等が生じる場合には、同じく受託者において行うこととする。

3 事業期間

事業期間は、委託契約締結日以降、別紙1に掲げる事業期間欄の期日までとする。

なお、現地調査実施期間については、落葉前の樹種判別等が必須となるため、年度毎に降雪、積雪期に入るまでに調査を終了するものとする。

4 成果品

(1) 納品物件

受託者は、毎年度、以下のア～エを林野庁に納入すること。納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出する。

ア 事業報告書 3部（製本及び電子媒体一式）

報告内容については、調査概要・目的・調査方法、調査箇所位置図等とする。

イ 入力プログラム（調査結果） 3部

（電子媒体一式、入力プログラムは林野庁で配布）

ウ 調査実施野帳全ての PDF データ 3部（電子媒体一式）

エ 森林所有者情報 1部（電子媒体一式、入力ファイルは林野庁で配布）

オ 森林所有者からの調査同意書

(2) 納入場所

林野庁計画課全国森林計画班（報告書1部、入力プログラム及びPDFデータ各1部）

林野庁経営企画課経営計画班（報告書2部、入力プログラム及びPDFデータ各2部）

5 その他

(1) 受託者は、次のア～ウについて林野庁に報告すること。また林野庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受託者との情報交換の場を設けるものとする。

ア 問合せ・苦情等対応状況（随時）

イ 実施スケジュール・実施体制（期限は1（1）による）

実施体制は、調査実施にかかる人員の配置・管理体制、調査実施班の責任者の体制等を報告

ウ 成果品

（ア）第1調査区（北海道1地区）～第7調査区（関東2地区）

令和6年度から令和10年度：当該年度の3月1日

（イ）第8調査区（中部1地区）～第15調査区（九州2地区）

令和6年度から令和10年度：当該年度の3月8日

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示ができることとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は月に1回の進捗状況の報告をメール又は対面で行うことに加え、必要に応じて随時、電話等で連絡調整を行うことを通じて、林野庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

(3) 当庁担当者は、精度検証事業で行われるコントロール調査の結果、受託者の調査した結果と著しい乖離を生じた場合は、受託者に再測を命じることができるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(4) 受託者は、本事業の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担

当官林野庁長官の承認を得るものとする。

- (5) 受託者は、本事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (6) 個人情報の取扱いについては、別紙2の特記事項に定めるものとする。
- (7) 本業務遂行中に受託者が委託者並びに第三者に故意又は過失により損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、当庁担当者の指示に従うものとする。この場合、損害賠償などの責任は受託者が負うものとする。
- (8) 受託者は、現地調査にあたり安全対策として、事前の緊急連絡体制の整備や蜂対策用品、熊対策用品、救急用品等その他現地の状況に応じた必要なものを備えることとする。
- (9) 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により、1の(5)における納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年100分の5の割合で計算した額を林野庁の指定する期間内に納付しなければならない。
- (10) 受託者は、本事業における人件費の算定に当たっては、別添の『委託事業における人件費の算定等の適正化について』に従って行う。なお、発注者は、受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (11) 受託者は、本事業の実施に当たり、本事業に関連する環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）等）を遵守するとともに、本事業の実施が新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
 - ① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）に努めること。
 - ② プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
 - ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
 - ④ みどりの食料システム戦略<<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>>の理解に努めるとともに、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- (12) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

(別紙1)

調査点数一覧表

調査区名	調査区域(都道府県等)	調査点数					事業期間
		一般調査点			項目別調査点	合計	
		民有林	国有林	小計			
森林生態系多様性基礎調査 第13調査区(四国地区)	徳島、香川、愛媛、高知各県	539	104	643	6	649	令和11年3 月8日まで
うち令和6年度調査点数		105	23	128	1	129	
うち令和7年度調査点数		97	30	127	1	128	
うち令和8年度調査点数		106	23	129	1	130	
うち令和9年度調査点数		118	12	130	2	132	
うち令和10年度調査点数		113	16	129	1	130	

(別紙2)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(総則)

第1条 委託契約書第26条で定める個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いに関する内容は、次の条項によるものとする。

(基本的事項)

第2条 受託者及び本委託事業に従事する者(過去に従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託事業の遂行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第3条 受託者及び委託事業従事者は、本委託事業に関して知り得た個人情報を本委託事業の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。

2 受託者及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、本委託事業が終了した後においても同様とする。

(責任体制の整備及び報告)

第4条 受託者は、本契約における個人情報の取扱いに関する責任者及び委託事業従事者を定め、内部における個人情報の安全管理について責任体制を構築し、その体制を維持するとともに書面により発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告には、本契約における個人情報の取扱いに関する責任者及び委託事業従事者の管理及び実施体制、並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項等を記載するものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第5条 受託者は、本委託事業の遂行に必要な個人情報の処理は自ら行うものとし、発注者が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、本委託事業の一部を第三者へ再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の第三者に委託する再々委託等多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合は、再委託の対象とする業務の範囲及び再委託の必要性並びに第4条第1項で受託者が提出することとしている報告と同等の再委託先に関する事項を記載した申請書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

4 受託者は、再委託を行った場合、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、本委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ本委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持出しをしてはな

らない。

(個人情報の適正な管理)

第7条 受託者は、本委託事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第8条 受託者は、本委託事業が終了したときは、本委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報について、復元又は判読が不可能な方法により直ちに消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

2 受託者は、個人情報を消去又は廃棄した際は、写真等を付した消去又は廃棄を証明する書類を提出しなければならない。

(検査及び立入調査)

第9条 受託者は、発注者からの指示に基づき、原則として年1回以上の個人情報の管理状況についての検査(書面検査を含む。)を受け入れるものとする。また、再委託を行う場合は、受託者(必要に応じ発注者)は、原則として年1回以上の再委託先への検査(書面検査を含む。)を行うものとする。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受託者に対して必要な情報を求め、又は本契約における個人情報の取扱いに関して必要な指示をすることができるものとする。

3 受託者は、検査の結果、個人情報の管理状況に問題があるとされた場合は、直ちに改善策を講じなければならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第10条 受託者は、保有した個人情報について、漏えい等安全管理の上で問題となる事案を把握した場合は、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置、本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、発注者と協議の上二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事故に係る事実関係及び発生原因を調査し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合において、本契約による本委託事業の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第12条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより発注者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。